

社会福祉法人三次市社会福祉協議会報酬及び費用弁償規程

（目 的）

第1条 この規程は、社会福祉法人三次市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の役員、評議員及び各種部会委員会委員の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（報酬及び費用弁償の金額）

第2条 役員及び各種部会・委員会委員が理事会，評議員会，幹事会，各種部会・委員会に出席したときなどの報酬及び業務のため旅行したときの旅行の費用弁償としての金額は、別表のとおりとする。

（報酬及び費用弁償の支給）

- 第3条 会長が任期途中で退職したときは、当月分までの報酬を支給する。また、補欠により就任した会長の報酬は、日割り計算により支給する。
- 2 会長の報酬は、毎月20日（その日が休日、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日の前において、その日に最も近い休日、日曜日又は土曜日でない日）に支給する。
- 3 前項に定めるもののほか、報酬の支給については、職員の給与の支給の方法の例による。

（その他）

第4条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は本会会長が別に定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、2004年（平成16年）4月1日から適用する。

この規程は、定款の変更認可のあった日から適用する。

（平成29年1月31日より適用）

この規程は、平成31年4月1日から適用する。

別表（第2条関係）

職 名	報 酬 額	費 用 弁 償 額
会 長	月額 50,000円	社会福祉法人三次市社会福祉協議会 旅費規程による
副 会 長	月額 10,000円	
理 事	日額 3,000円	
監 事	日額 3,000円	
	監査の日 日額 10,000円	
部会委員	日額 3,000円	
委員会委員	日額 3,000円	